



平成 31 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社  
(JASDAQ・コード番号：2776)  
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝  
問合せ先 取締役 半田 紗弥  
電 話 03-5980-7002

第三者割当による第 4 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 4 月 1 日付の取締役会において、以下のとおり、平成 31 年 4 月 26 日に開催予定の当社第 35 期定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社を割当予定先として、第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権発行に係る募集の概要

(1)割当日	2019 年 5 月 8 日
(2)新株予約権の総数	51,970 個
(3)発行価額	総額 11,693,250 円（新株予約権 1 個当たり 225 円）
(4)当該発行による 潜在株式数	5,197,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(5)資金調達額	645,727,250 円 (内訳) 新株予約権発行分：11,693,250 円 新株予約権行使分：634,034,000 円
(6)行使価額	1 株当たり 122 円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社に 32,170 個、リーディング証券株式会社に 19,800 個の新株予約 権を割り当てます。

(8) その他	<p>本新株予約権の発行は、平成 31 年 4 月 26 日に開催予定の当社第 35 期定時株主総会において関連する議案が承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p>
---------	--

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的及び背景

#### ① 当社グループの現状

当社グループは、当社（日本本社）と当社の子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。

##### a 日本本社について

まず、日本本社の主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。

「アパレル事業」につきましては、カジュアルウェアの企画、生産委託を行う卸売を中心とした卸売事業、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾を受け、自社の商品やカジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業、インナーウェアの輸入販売事業を行っております。

しかしながら、当社が属するアパレル・カジュアルウェア業界におきましては、大手得意先の PB 化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下に、中国サプライヤー生産コストの上昇が加わり、総じて厳しい経営環境下で推移しております。当社は、第 34 期から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおり、かつてから広く認知されている主要ブランド「Piko Hawaiian Longboard Wear」（ピコ）の再生・復活を目指し、価格帯を上げた種々の商品企画の提案を行い、営業担当者の人脈等を駆使して新たな販路の開拓に努めております。しかしながら、リブランディングにつながる商品企画の方向性を定めるのに、当初の見込みより時間を要することが判明しており、衣料品はその企画提案から、生産、得意先への商品の納入までに期間を要することから、平成 31 年 1 月期の卸売事業の売上上昇には至りませんでした。ライセンス事業はおおむね前年度と同じ水準で推移しておりました。イ

ンナーウェアの輸入販売事業については、地域密着型量販店での販売に注力しましたが、売上の大幅な増加には至りませんでした。

この結果、平成31年1月期におけるアパレル事業につきましては、売上高は139,678千円、セグメント営業損失は113,273千円となりました。

「不動産関連サービス事業」につきましては、当社は、販売用不動産として、平成31年第3四半期中に西葛西地区にある一棟収益事務所マンションを購入しました。現在はすべての部屋にテナントが入居し、満室であり、安定した賃料収入を得ております。

しかし、平成30年7月の第三者割当増資による資金調達によって当初予定していた物件の購入ができなかった上、第3回新株予約権の行使も進まず、これらによって不動産関連サービス事業の物件購入に充当する資金が確保できなかったため、その他の売買業務を進めることができませんでした。

この結果、売上高は3,393千円、セグメント営業損失は10,250千円となりました。平成30年1月期よりは売上高、営業利益ともに減少しました。

「貿易事業」につきましては、上記のような既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の売上の不安定さといった特性に鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱を構築することを目的に、当社の新規事業として昨年度（第35期）からスタートしました。具体的には、日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきており、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しては、日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。また、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましても、順調に推移しております。

この結果、売上高は721,230千円、セグメント営業損失は6,659千円となりました。当該事業は平成31年1月期に当社が営業黒字化の一環として新たに立ち上げた事業でありながら、当社グループの連結売上高全体構成比46%を占めるようになりました。セグメント営業損失が発生したのは、仕入から回収までの資金滞留期間が長く、為替変動の影響を受けやすく、粗利益率が低いことによるものです。

#### b. 中国子会社について

中国子会社の上海鋭有商貿有限公司は当社が100%出資をしている会社です。主な事業は「アパレル事業」と「貿易事業」であります。平成31年1月期における中国子

会社の売上高は 710,949 千円（前事業年度 17,683 千円）、営業損失は 5,710 千円（前事業年度 19,531 千円）となりました。

「アパレル事業」につきましては、中国市場向けに自社ユニフォームブランド製品の企画・販売及び卸売事業を行っております。当該事業をスタートさせた平成 30 年 1 月期におきましては、同業他社との価格競争と初期事業年度ならではの経費計上等により、営業損失の計上を余儀なくされました。その後、商品そのもののブランド価値を向上させるなどの施策を行い、平成 31 年 1 月期第 3 四半期から売上が増加しました。

その結果、平成 31 年 1 月期の売上高は 72,685 千円となり、セグメント営業損失は 15,650 千円となりました。売上高は前事業年度より 311%の増加となりました。

「貿易事業」につきましては、当社が平成 30 年 8 月 1 日付「(継続開示) 新規事業の進捗状況に関するお知らせ及び当社連結子会社における新規事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、中国子会社は貿易事業部を新設し、中国国内での卸売事業を中心とした事業を開始いたしました。上記のとおり、日本本社の貿易事業は海外との輸出入を主とするビジネススキームとなっておりますが、現在は中国子会社との間の取引はありません。中国子会社の貿易事業部では、まずは中国本土の企業に対する卸売に注力しており、積極的な営業活動を行いました。

この結果、平成 31 年 1 月期の売上高は 638,268 千円、セグメント営業利益は 9,939 千円となりました。

#### c. 当社グループ全体について

当社は、平成 30 年 1 月期以前から継続して営業損失を計上しており、平成 31 年 1 月期においては(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業（貿易事業）の開拓を主とした事業改善策を実施してまいりましたが、売上高こそ前事業年度より大幅に改善し、1,575,252 千円（前事業年度 632,337 千円）となり、前期比 149%増加したものの、営業損失 324,761 千円、経常損失 367,612 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 385,272 千円を計上することとなりました。

#### ② 平成 30 年 7 月の第三者割当増資による資金調達の状況等

当社は、平成 30 年 7 月 10 日に第三者割当による新株式及び新株予約権（第 3 回新株予約権）を発行いたしました。これによる調達資金の充当状況に関しましては、本日現在、次表のとおりです。

・新株式及び新株予約権（第3回新株予約権）の合計手取金に対する支出予定金額（差引手取概算額）：1,493,938,060円

・本日現在までの調達金額：

第三者割当による新株式及び新株予約権（第3回新株予約権）合計額：487,070,660円

内訳：新株式による調達資金額：449,854,000円

新株予約権による調達資金額：37,216,660円

（注）発行諸費用控除前の金額です。

・平成30年7月10日の新株式発行による調達資金の用途

No.	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期	現時点の支出額 (百万円)	実績の 支出時期
①	不動産関連サービス事業における物件購入資金	444	2018年7月～2018年9月	(注)	2018年9月～2019年1月

（注）下記「平成30年7月10日の新株式発行による調達資金の用途について」をご参照下さい。

・平成30年7月10日の第3回新株予約権発行による調達資金の用途

No.	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期	現時点の支出額 (百万円)	実績の 支出時期
②	アパレル事業（ユニフォーム事業）における子会社の運転資金	50	2018年7月～2019年1月	—	—
③	不動産関連サービス事業における物件購入資金	857	2018年9月～2021年7月	—	—
④	貿易事業（輸出）に係る運転資金	10	2018年7月～2021年7月	10	2018年12月～2019年1月
⑤	貿易事業（輸入）に係る運転資金	40	2018年7月～2021年7月	17	2018年12月～2019年1月

・平成 30 年 7 月 10 日の新株式発行による調達資金の用途について

平成 30 年 6 月 22 日付「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」に記載したとおり、第三者割当による新株式により調達した資金（449 百万円）から発行諸費用（16 百万円のうち 5 百万円）を控除した 444 百万円を上記①の不動産関連サービス事業における不動産 2 物件（地方ホテル及び簡易宿泊所）の購入資金に充当する予定でしたが、再三にわたる売主との交渉は決裂し、2 物件ともに取得を断念せざるを得ない状況となりました。

そのため、当社はその代替的物件を継続して探した結果、東京都江戸川区西葛西にある一棟収益事務所マンション（以下「西葛西物件」という。）を販売用不動産として取得する売買契約を締結するにいたりました。そこで、当社は平成 30 年 9 月 10 日開催の臨時取締役会の決議により、資金用途を変更し、上記①の上記 2 物件の購入資金に充当する予定であった資金の一部を西葛西物件の取得資金として充当することといたしました。

その後、当社貿易事業部のポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの貿易事業（輸入）において、当初の計画を上回る発注を得られる見込みから当社が前渡しする仕入代金が増加することとなったこと、さらには、平成 30 年 6 月 22 日付「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」に記載した第 3 回新株予約権による調達資金のうち 40 百万円を上記⑤の当該貿易事業（輸入）の運転資金に充当する予定に対し、当該新株予約権の行使が進まなかった（発行済 51,970 個のうち、行使済 1,333 個）ことにより、当該貿易事業の運転資金が不足するおそれが生じたため、新株式の発行により調達した資金のうち、西葛西物件の取得のために支出した 128 百万円の残りの 316 百万円を上記⑤の当該貿易事業（輸入）の運転資金に充当いたしました。

なお、最終的に西葛西物件の取得については、上記のとおり新株式の発行により調達した資金（444 百万円）の一部 128 百万円を充当するだけでなく、当該不動産を担保とした金融機関から借入金を充てることにより賄いました。

・平成 30 年 7 月 10 日の第 3 回新株予約権発行による調達資金の用途について

当社は、第 3 回新株予約権により調達した資金（37 百万円）から発行諸費用（16 百万円のうち 11 百万円）を控除した 27 百万円については、上記④の貿易事業（輸出）の運転資金（10 百万円）及び上記⑤の貿易事業（輸入）の運転資金（17 百万円）に充当いたしました。後記の通り、残存する第 3 回新株予約権 50,637 個については、

7,848,735円（1個当たり155円）で取得し、直ちに消却を行うことといたしました。

以上の結果、当社は、平成31年3月20日付で発表した「平成31年1月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」のとおり、新規事業である貿易事業の推進により売上高は前年度より大きく上昇したものの、前連結会計年度以前から継続している営業赤字状態から脱却することは出来ませんでした。平成31年1月期は営業キャッシュフローも赤字となりました。また、平成31年1月期末時点の連結貸借対照表では、前連結会計年度に比べて、受取手形及び売掛金（対前年比476.40%増）並びに前渡金（対前年比433.23%増）が増加する一方、現金及び預金（対前年比39.12%減）が減少しております。平成31年3月末時点の現預金は対前年同月比30.78%減である128百万円となる見込みです。これらの主な要因は、新たに開始した貿易事業は受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加し、売掛金の回収には一定の期間を要するため、現預金が減少することによるものです。

さらに、平成31年1月期連結会計年度においても、当社には継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために、当社グループは、第35期（平成31年1月期）中に実施してまいりました、(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓等を更に推進する方針であり、当該方針に従った今後の当社グループの事業運営のために、現状の当社株価を踏まえた行使の蓋然性の高い新たな資金調達が必要な状況であります。

当社は、当社株価が第3回新株予約権の行使価額を下回る水準で推移し、また、株価の低迷により、発行時の条件で行使される見込みが低いことから、現状に合わせた本新株予約権を発行することと致しました。同時に、既存株主への希薄化による影響を少しでも減少させるため、現時点で残存する第3回新株予約権50,637個を

7,848,735円（1個当たり155円）で取得し、直ちに消却を行うことといたしました。

（詳細は平成31年4月1日付「第3回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご覧ください。）。

### ③ 当社の今後の事業戦略について

当社は、現在の厳しい経営環境を乗り越え、今後も継続企業として株主をはじめと

するステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善、経営基盤の強化を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実現していくために、当社は、平成30年7月の第三者割当増資による新株式及び第3回新株予約権の発行により、差引手取概算額で471,070千円の資金を調達し、株主資本の増強とともに当社が第35期（平成31年1月期）中に実施しておりました、(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓等の施策に資金を投入し、当該施策を進めてまいりました。これらの施策を重ねた結果、第35期においての売上高は前年度比149%の増加となり、1,575,252千円となりました。

当社としましては、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、早急に財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが最重要課題であると認識しております。そして、本新株予約権の行使により調達した資金を上記3施策をさらに継続させていくため、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の使途」に記載した使途に用いる資金とし、早急に黒字体質への転換に努めてまいります。

## (2) 本新株予約権発行による資金調達方法を選択した理由

第三者割当による新株予約権発行は、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本新株予約権発行の決定に際し、他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権発行は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、今後の事業戦略を推進するための資金調達を行い、当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

まず、金融機関からの借入は、当社の業績や財務状況から事実上困難であり、加えて、有利子負債の増加は当社の財務基盤から鑑みても資金調達手段として好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。その他、エクイティ・ファイナンスのうち公募増資、株主割当増資、第三者割当増資を検討しましたが、当社の長期にわたる業績低迷及び現在の財務状況では、公募による増資及び株主割当増資は難しいと判断しました。第三者割当増資による新株式の引受先は現れませんでした。

新株予約権による資金調達は著しい株式の希薄化を回避することができ、段階的に資金調達をすることが可能であります。行使価額及び新株予約権の対象株式数の固定

により、行使価額の修正による調達資金額の不安定さを回避し、事業計画の見通しが立てやすいものとなり、また、市場株価の変動による潜在株式数増加による著しい株価下落のリスクも回避できます。さらに、本新株予約権の割当予定先である SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社は 2 社とも、当社が昨年実施した第三者割当増資の割当先であります。2 社とも、当社の事業を理解したうえで、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

また、本新株予約権発行に際しては、第 3 回新株予約権の取得及び消却を行いますので、株式の希薄化を一定程度抑えることができます。

以上から、当社としましては、本新株予約権の発行による資金調達は、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
645,727,250	4,454,640	641,272,610

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(11,693,250円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(634,034,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、有価証券届出書の書類作成費用、登録免許税を含む登記関連費用であります。

#### (2) 調達する資金の使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計 641,272,610 円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具 体 的 な 使 途	金 額 ( 千 円 )	支 出 予 定 時 期
①日本本社運転資金	270,000	2019年6月～2021年5月
内訳 i アパレル事業	内訳 i 50,000	
ii 不動産関連サービス事業	ii 20,000	
iii 貿易事業	iii 200,000	
②中国子会社に対する出資	200,000	2019年6月～2021年5月
③M&A資金（出資金等）	171,272	2019年6月～2021年5月
合計	641,272	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### ①日本本社運転資金について

当社グループは、当社（日本本社）と当社の子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。日本本社の主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。各事業の事業資金として充当する枠を確保するために資金を調達いたします。

「アパレル事業」の運転資金の枠として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、50,000千円を確保し、これに充当する予定です。

上記のとおり、当社は、第34期（平成30年1月期）から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおります。当社の卸売事業の復活のためには、リブランディング計画は必要不可欠であり、当社は2020年1月期（第36期）においても引き続き当該計画を推進し、新たな販売先候補との協議を進展させ、可能な限り早期に売上を確保できるよう努めて参ります。オリンピックイヤーである2020年を目指し、ピコの再生・復活のために、ピコのブランド力を利用し、従来ターゲットとしてきた顧客層だけでなく、新たな顧客層にも訴求する企画立案を行い、新たな販売先候補と協議の上、価格帯を上げた種々の商品企画や広告宣伝等によって、ピコのブランド価値を最大に高められる合理性のあるスキームを構築する所存です。調達資金は、一部は当該スキームに基づいて生産する商品の仕入代金に充当し、残りは当該スキームに基づいて行う先行宣伝費用に充当する予定です。現時点においては当該スキームにつき販売先候補との間で協議中であるため、今後、資金調達の状況を踏まえて、当該スキームに基づき、支出の内容を精査し、支出の時期及び支出金額を決定する予定です。

「不動産関連サービス事業」の運転資金として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、20,000千円を新たな物件を購入する際の手付金の枠として確保し、これに充当する予定です。

平成31年1月期には当該事業の資金が確保できなかったため、西葛西地区の一棟収益事務所マンション（西葛西物件）の購入以外の売買業務を進めることができませんでした。2020年1月期におきましては、不動産市況を踏まえ、当社の顧客ニーズに合った物件を探し、順次購入を検討する予定ですが、その際手付金として用いる資金を確保しておく必要があります。なお、当社が現在所有している西葛西地区の一棟収益事務所マンションも売却を模索しており、売却した場合にはその売却代金の一部等を新たな物件の購入資金に充てる予定であります。

「貿易事業」の運転資金の枠として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、200,000千円を、日用雑貨品等の輸出又はポリエチレンテレフタレート等の輸入の際の仕入代金の枠として確保し、顧客の需要状況に応じて適切に充当いたします。

貿易事業は、上記のとおり、日用雑貨品等の輸出業務と、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を行っており、上記の既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の売上の不安定さといった特性に鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱の構築を目的に、当社の新規事業として昨年度（第35期）からスタートしました。上記のとおり、当該事業セグメント単体における売上高は721,230千円であり、当社連結売上高全体の構成比の46%を占めています。

貿易事業は輸出業務及び輸入業務のいずれについても、受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加するものの、売掛金の回収には3～4か月程度の期間を要するため、現預金が減少する事態が発生しますが、第36期においても当該事業の継続的な成長維持に努めてまいります。

国際貿易は国際情勢、為替等々の影響を受けますが、為替リスク対策にも配慮しながら、利益率を最大限に高められるように仕入を行い、調達した資金の支出金額及び支出時期を決定する予定です。

各事業セグメントへの調達資金の配分（アパレル事業：50,000千円、不動産関連サービス事業：20,000千円、貿易事業：200,000千円）につきましては、基本的には第35期の業績（アパレル事業：139,678千円、不動産関連サービス事業：3,393千円、貿易事業：721,230千円）に応じて配分しております。

ただし、アパレル事業（アパレル事業売上高は139,678千円、セグメント営業損失は

113,273 千円)は、第 35 期は売上が大幅に減少しておりますが、創業時からの当社の祖業であり、ピコブランドのリブランディングを通じて再生・復活に注力するため、業績による割合よりも調達資金の配分比率が高くなっております。

不動産関連サービス事業(売上高は 3,393 千円、セグメント営業損失は 10,250 千円)につきましては、第 36 期は今年の不動産市況の予測に基づき慎重に仕入を行う方針であり、事業計画を保守的に立案しており、別途不動産を担保とした借入による資金調達も予定していることから、本新株予約権発行による調達資金の配分比率は低くなっております。

貿易事業(売上高は 721,230 千円、セグメント営業損失は 6,659 千円)は業績に応じて調達資金の配分比率は最大となっております。第 36 期において、利益率を最大限に高めるため、調達資金を仕入代金に充当し、資金繰りに余裕ができれば、当該事業における資金滞留期間を考慮したうえでの利益改善策として、為替ヘッジ等の対策を講ずることも検討する予定です。

## ②中国子会社に対する出資について

中国子会社の上海鋭有商貿有限公司は当社が 100%出資をしている会社です。主な事業は「アパレル事業」と「貿易事業」であります。上記のとおり、平成 31 年 1 月期における中国子会社の売上高は 710,949 千円(前事業年度 17,683 千円)、営業損失は 5,710 千円(前事業年度 19,531 千円)となりました。

中国の国家外貨管理局(State Administration of Foreign Exchange)の規制のため、当社から子会社である上海鋭有商貿有限公司への運転資金の提供は出資によって行い、上海鋭有商貿有限公司において出資された資金を各事業セグメントに充当する予定であります。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、50,000 千円を当該「アパレル事業」の仕入代金、販促費用等の運転資金の枠として確保し、これに充当し、平成 31 年 1 月期の勢いを維持し、さらなる売上増加を目指します。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、150,000 千円を当該「貿易事業」の事業資金の枠として確保し、これに充当いたします。平成 31 年 1 月期には非鉄金属取引を開始しましたが、これに限らず、中国本土の企業との関係を強化し、その需要を発掘し、取引の拡大に努める予定です。取引先の需要状況に応じて、中国国内及び海外から最適な仕入先を選択し、調達資金を仕入代金に充当いたしますが、中国子会社の貿易事業の規模から 1.5 億円程度が必要と見込んでおります。

両事業において、平成 31 年 1 月期の売上増加の勢いを継続させるためには、売上の増加

に伴う仕入資金の増加への対応策を講ずる必要があり、取引先の状況を見ながら、受注のタイミングに応じて、最適な仕入のタイミングを図り、諸事情を総合的に考慮した上で、支出時期及び支出金額を決定する予定であります。

### ③M&A資金（出資金等）について

当社は、平成30年1月期において、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄から解除され、平成31年1月期は営業損失を計上する状況から脱却すべく、日本本社及び子会社のそれぞれで「貿易事業」を新たに開始する等、様々な試みを実行してきました。この結果、平成31年1月期当社の売上高1,575,252千円(前年同期比149%増)を計上することができました。しかしながら、新たに開始した貿易事業は国際情勢、為替等々の影響を受けやすいことから、粗利益率が低く、会社全体の営業黒字への転換は実現できませんでした。2020年1月期におきましても、営業黒字を実現すべく、既存事業を成長軌道に乗せるとともに、積極的に様々な事業展開を模索するため、M&Aを検討してまいります。

当社としましては、当社の3セグメントの事業と業務上のシナジー効果を得られる事業を行う企業への一部の出資や業務提携等を可能であれば検討したいと考えております。現時点では、対象会社として財務基盤の安定した営業利益100百万円程度の規模の事業者を想定して、当社の強みであるピコ等のブランド又は中国企業とのつながりを生かせる業種を検討している段階であり、具体的に計画されている資本・業務提携候補先はございませんが、候補先を探すに際して、案件が具体化した場合に適時に交渉を進め、実行に移すために資金調達手段を予め確保しておく必要性が高いと判断したことから、現時点での資金調達を行うこととし、本件調達資金の差引手取概算額の総額から日本本社の運転資金及び中国子会社への出資金に充当する予定額を差し引いた額の使途としてM&Aに関する資金の枠を設け、今般調達する資金171,272千円を充当するものであります。今後、案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

なお、2021年5月末までに資本・業務提携の交渉が開始できなかった場合又は2021年5月末以前に開始された提携交渉が中止された場合には、本件の資金全額を、その時点の事業環境及び市場動向に応じて、当社の業績改善に最も効果的な配分方法で、当社の各事業の運転資金に充当させて頂く予定です。またその場合には、資金使途の変更について速やかに開示いたします。

#### <本新株予約権にかかる資金使途の優先順位について>

本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、資金調達の使途が、当社グル

ープの各事業における事業計画の達成及び企業価値向上のためにどれも必要なものであり、新株予約権が行使された時点の事業環境及び市場動向を考慮し、当社の業績改善に最も効果的なものに充当いたします。

なお、本新株予約権の権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存するため、本新株予約権の一部又は全部が行使されず、本新株予約権の行使に伴う調達資金が得られず又は減少した場合は、人員整理、事業の縮小やその他の経営合理化による資金を確保し、又は当社手持ち資金を充当し若しくはその他のファイナンス手段を検討して、必要な運転資金を確保する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により得た資金は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の使途」に記載の資金に充当することで、早急なる黒字体質への転換と安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。その結果、中長期的な視点からも、当社の株主価値の持続的な向上につながるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定は、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、行使価額を含む新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、評価基準日(平成31年3月29日)の市場環境等に関する一定の前提条件(算定時点における当社株価135円(平成31年3月29日の終値)、権利行使価額122円、当社株式のボラティリティ79.0%及び市場出来高、予定配当額0円/株、無リスク利率▲0.2%)並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した

一定の前提条件（①割当予定先は本新株予約権の権利行使及び売却に際して当社株式の流動性に起因する制約を受けるため割当予定先が本新株予約権の総数を直ちに権利行使及び売却することが困難であり、株価が権利行使価額を上回る場合に割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに一様に分散的な権利行使及び売却を実施すること、②割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例並びにマーケットモデルにより想定される水準に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストを割当予定先が本新株予約権の権利行使及び売却の際に負担すること、等を含みます。）を置き評価額の算定を実施し、本新株予約権 1 個につき 225 円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(225 円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値より 9.63%ディスカウントした 122 円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

ディスカウント率につきましては、上記の割当予定先との協議・交渉の結果、割当予定先の意向により基準価額に対し 9.63%ディスカウントした 122 円とすることといたしました。なお、本新株予約権の行使価額 122 円は本新株予約権発行に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 ヶ月平均 138 円に対して 11.59%のディスカウント、前日までの最近 3 ヶ月平均 138 円に対して 11.59%のディスカウント、前日までの最近 6 ヶ月平均 155 円に対して 21.29%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考えております。また、当社監査役全員から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は

5,197,000株（議決権51,970個）であり、平成31年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,780個に対し、希薄化率は37.56%（議決権ベースの希薄化率は37.72%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の使途」に記載した各資金使途に充当することで、営業黒字への転換及び業容拡大を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大及び企業価値向上に寄与することが期待できます。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の5,197,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日あたりの平均数量が約10,827株であることから、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高143,803株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

本新株予約権の発行はこのような希薄化を伴いますが、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではなく、本新株予約権の行使により調達した資金は「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の使途」に記載したとおり、当社を営業赤字体質から営業黒字体質へ転換するために、第35期から継続している各事業セグメントに対する施策への運転資金を補填するものであります。当社は、当該施策の推進により各事業セグメントの収益を回復させることが中長期的には、既存株主の利益も含む株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権発行により希薄化は発生するものの、調達した資金を本新株予約権発行による調達資金の資金使途に充当することにより業績が回復した場合においては、希薄化の規模に照らしても、既存株主への株式の希薄化による影響は限定的になるものと考えられます。

また、本新株予約権発行に伴い、第3回新株予約権を取得し、直ちに消却するため、株式の希薄化は一定程度回避されます。

なお、上記のとおり本新株予約権の発行により議決権につき37.72%の希薄化が生じることから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思」が必要とされます。当社取締役会は、第35期定時株主総会が開催予定であり、本新株予約権発行につき既存株主

の意思を確認し、尊重しうる機会があることから、本新株予約権発行の必要性及び相当性については、株主の皆様ご意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、平成31年4月26日開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権の発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

以上のことから、本新株予約権の発行は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資し、かつ、本新株予約権の発行において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ① SAMURAI&J PARTNERS 株式会社

(1) 名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 潔	
(4) 事業内容	投資銀行事業、ITサービス事業	
(5) 資本金	21億444万5千円（平成30年10月31日現在）	
(6) 設立年月日	平成8年2月6日	
(7) 発行済株式数	3496万1500株（平成30年12月13日現在）	
(8) 決算期	1月31日	
(9) 従業員数	（連結）38名、（単体）15名（平成30年6月1日現在）	
(10) 主要取引先	株式会社ネクスティエレクトロニクス ソフトバンクコマース&サービス株式会社 各都道府県警察本部及び各地方検察庁等	
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行	
(12) 大株主及び持株比率 （平成30年7月31日現在）	藤澤 信義 （常任代理人 UBS証券株式会社）	19.45%
	寺井 和彦	9.62%
	NLHD株式会社	7.40%
	STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11 （常任代理人 香港上海銀行）	4.89%
	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	4.34%

		(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)		
		村山 俊彦		2.57%
		株式会社SBI証券		2.47%
		松井証券株式会社		1.71%
		植村 篤		1.14%
		野村證券株式会社		1.10%
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	平成31年4月1日現在、当社普通株式1,592,200株(平成31年1月31日現在の発行済株式数に対して11.51%)を所有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	第3回新株予約権の割当先であります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円。特記しているものを除く。)			
	決算期	平成29年1月期	平成30年1月期	平成31年1月期
	連 結 純 資 産	834,001	1,411,211	2,209,086
	連 結 総 資 産	871,838	1,764,540	2,704,984
	1株当たり連結純資産(円)	30.99	47.23	63.04
	連 結 売 上 高	148,133	382,703	530,246
	連 結 営 業 利 益	△86,534	△182,891	△245,856
	連 結 経 常 利 益	△83,856	△195,956	△247,473
	親会社株主に帰属する当期純利益	△143,404	△124,153	△574,328
	1株当たり連結当期純利益(円)	△5.32	△4.49	△18.05
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

## ② リーディング証券株式会社

(1) 名称	リーディング証券株式会社
(2) 所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大川 竜 治
(4) 事業内容	有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業
(5) 資本金	1,868,482千円(平成30年9月30日現在)
(6) 設立年月日	昭和24年4月
(7) 発行済株式数	5,999,047株(平成30年9月30日現在)

(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	(連結) 69名、(単体) 68名 (平成30年9月30日現在)		
(10) 主要取引先	日本電子計算株式会社 株式会社だいこう証券ビジネス		
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (平成30年9月30日現在)	株式会社ランキャピタルマネジメント	91.65%	
	広沢商事株式会社	1.67%	
	鯨井 登美子	0.92%	
	コアレックス道栄株式会社	0.33%	
	コアレックス三栄株式会社	0.33%	
	青山英明	0.28%	
	株式会社本郷会計	0.25%	
	藤田教和	0.17%	
	岡本敏男	0.14%	
	栗原茂雄	0.13%	
(13) 当事会社間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	第3回新株予約権の割当先であります。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 千円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連 結 純 資 産	535,326	495,927	892,298
連 結 総 資 産	10,141,653	7,449,346	7,217,960
1株当たり連結純資産(円)	126.35	112.36	148.74
連 結 売 上 高	1,352,146	1,126,841	1,643,245
連 結 営 業 利 益	1,256,110	△53,883	238,641
連 結 経 常 利 益	58,085	△51,700	223,630
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△785,682	△59,421	215,771

当社は、割当予定先である SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

SAMURAI&J PARTNERS 株式会社は、東京証券取引所市場 J A S D A Q (グロース)市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わ

ないことを基本方針としている旨記載していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

リーディング証券株式会社は、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、同社が、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、公表していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、リーディング証券株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、リーディング証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会に加盟しております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当予定先及び当該割当予定先の役員と反社会的勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、昨年、上場廃止に係る猶予期間から解除され、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的及び背景 ① 当社グループの現状」に記載のとおり、平成31年1月期中に実施しました増資資金の一部を新規事業である貿易事業に充当し、その成果として、平成31年1月期の売上高は前年度比149%上昇しました。しかし、営業利益におきましては、前年度から継続して赤字となりました。また、貿易事業拡大による売掛金の増加及び不動産購入により、平成31年1月期末の現預金残高も減少(対前年比39.12%減)しております。

当社は、平成30年7月に、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に対して新株式2,227,000株及び第3回新株予約権32,170個を割り当て、リーディング証券株式会社に対して第3回新株予約権19,800個を割り当てましたが、第3回新株予約権については、株価の低迷によりリーディング証券株式会社が1,333個行使したに留まり、第3回新株予約権の大部分は行使されない状況にありました。

このような状況の中、当社は、平成31年2月頃、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の担当者と面談をし、当社の事業内容及び財政状態の現状を説明したところ、同社からは当社の株価動向から第3回新株予約権の行使は難しい旨の意向を表明され、株式の引受けはできないが、第3回新株予約権の取得及び消却を前提として、第3回新株予約権と同様に行使

価額を時価からディスカウントした金額とする同規模の新たな新株予約権の発行であれば引受けを検討する余地があるとの申出を受けました。

当社としては昨年発行した新株予約権の取得及び消却により既存株主に対する希薄化率を一定程度抑えられるうえ、現在の時価に対応した行使価額の新株予約権により資金も調達しやすくなります。

当社は、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社の申出を検討し、本新株予約権の発行を提案したところ、本新株予約権の引受を承諾して頂きました。

当社は、平成 31 年 3 月頃、リーディング証券株式会社の担当者と面談し、当社の事業内容及び財政状態の現状、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社の本新株予約権の引受けの申出について説明し、残存する第 3 回新株予約権の取得及び消却と本新株予約権の第 3 回新株予約権と同規模での引受けを提案したところ、これらを承諾して頂きました。

SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社は 2 社とも、当社が昨年実施した第三者割当増資の割当先であります。2 社とも、当社の事業を理解したうえで、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

したがって、両社を本新株予約権の割当予定先として選定することは適切と考えております。

なお、平成 30 年 6 月 22 日付「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」「6. 割当先の選定理由等 (6) 提案権について」に記載のとおり、第 3 回新株予約権に係る両社との総数引受契約において、割当日（平成 30 年 7 月 10 日）から 1 年 6 か月の間、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行しようとする場合には、両社に対し、発行を決議する取締役会に先立って通知し、同等以上の条件・内容で株式等の引受けを提案する権利（提案権）に関する規定を定めたので、まず両社と協議を行いました。

第 4 回新株予約権を発行するに当たっては、特に要請はなかったため、各割当予定先との総数引受契約に、提案権の規定を定める予定はありません。

### （3）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であります SAMURAI&J PARTNERS 株式会社とリーディング証券株式会社のそれぞれから、本新株予約権を引き受けるのは純投資目的であるため、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く、本新株予約権を行使し、当社株式を取得したら、当社の株価の動向に応じて、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却

を行い、議決権行使等により当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を口頭で受けております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である SAMURAI&J PARTNERS 株式会社から、本新株予約権の払込等に要する資金は借入金ではなく自己資金にて賄う旨の説明を口頭で受けており、平成 31 年 3 月 25 日時点における銀行口座の残高証明書の提出を確認し、本新株予約権の発行価額に係る払込資金は十分であることを確認しております。

また、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社からは、上記銀行口座の残高の範囲内で本新株予約権を行使し、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により残りの本新株予約権を行使する予定であるので、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を受けております。

また、これに加えて、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社の平成 30 年 1 月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び平成 31 年 1 月期第 3 四半期報告書に係る四半期連結財務諸表並びに平成 31 年 3 月 14 日に公表された平成 31 年 1 月期決算短信〔日本基準〕(連結)の閲覧等により、同社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額に係る払込資金及び行使に必要な資金の総額に相当する金額以上の現預金を継続して保有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においては SAMURAI&J PARTNERS 株式会社から割り当てを受ける本新株予約権の発行価額に係る払込資金及びその行使に要する資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

当社は、割当予定先であるリーディング証券株式会社から、本新株予約権の払込等に要する資金は借入金ではなく自己資金にて賄う旨の説明を口頭で受けており、平成 31 年 3 月 19 日時点における銀行口座の残高証明書を確認しております。また、リーディング証券株式会社からは、本新株予約権の行使により取得した当社株式を直ちに売却し、残りの本新株予約権の行使のための資金に充当する方針であるとの説明を受けております。

当社は、これにより、リーディング証券株式会社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額に係る払込資金及び行使に必要な資金は十分であると判断しております。

これに加えて、リーディング証券株式会社の平成 30 年 3 月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び平成 31 年 3 月期半期報告書に係る中間連結財務諸表の閲覧等により、同社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額の総額及びその行使に必

要となる資金の合計額以上の現預金を保有していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはリーディング証券株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

## 7. 大株主及び持株比率

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
DADU (HONG KONG) CO., LIMITED (常任代理人 劉媚)	3,427,000	24.77
SAMURAI & J PARTNERS 株式会社	1,592,200	11.51
KEEN COUNTRY LIMITED (常任代理人 董莉)	1,098,200	7.94
SATURDAY CO., LTD (常任代理人 AZ MORE 国際法律事務所代表 野中信孝)	1,010,100	7.30
COSMO LADY (CHINA) HD CO., LTD (常任代理人 IPAX 総合法律事務所マネージング・ディレクター 圓山卓)	1,010,100	7.30
釜野 正彦	120,700	0.87
株式会社ライブスター証券	114,700	0.83
鈴木 誠次	110,200	0.80
株式会社 SBI 証券	108,700	0.79
小林 桂輔	100,500	0.73

(注) 1. 「持株比率」は、平成31年1月31日時点の株主名簿を基に記載しております。

2. 本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、本割当予定先は本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有を約していないため、本新株予約権割当後の潜在株式数を反映した「持株数」及び「持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 8. 今後の見通し

本新株予約権発行による2020年1月期及び将来の当社グループの業績に与える影響につきましては、現時点において未定であります。本新株予約権の行使により調達した資

金は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の使途」に記載のとおり、各事業での資金に使用いたします。これにより、当社の企業価値並びに株主価値の向上に資すると考えております。本新株予約権発行による当社グループの業績に与える影響が明らかになり、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり本新株予約権の発行により議決権につき37.72%の希薄化が生じることから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思」が必要とされます。そのため当該取締役会は、第35期定時株主総会が開催予定であり、本新株予約権発行につき既存株主の意思を確認し、尊重しうる機会があることから、本新株予約権発行の必要性及び相当性については、株主の皆様方の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、平成31年4月26日開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権の発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績

	平成29年1月期 (単体)	平成30年1月期 (連結)	平成31年1月期 (連結)
売上高	543,082千円	632,337千円	1,575,252千円
営業損失(△)	△140,956千円	△29,906千円	△324,761千円
経常損失(△)	△120,718千円	△26,807千円	△367,612千円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△129,979千円	△33,413千円	△385,272千円
1株当たり当期純損失(△)	△14.53円	△3.57円	△27.84円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△11.17円	10.22円	15.79円

(注) 当社グループは、平成30年1月期より連結財務諸表を作成しているため、平成29年1月期につきましては個別財務諸表により記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成31年4月1日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する 比率
発 行 済 株 式 数	13,837,000 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	5,063,700 株	36.60%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	0 株	0%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	0 株	0%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成29年1月期	平成30年1月期	平成31年1月期
始 値	144 円	187 円	187 円
高 値	146 円	289 円	273 円
安 値	73 円	140 円	109 円
終 値	194 円	194 円	141 円

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	190 円	163 円	184 円	121 円	142 円	138 円
高 値	200 円	187 円	184 円	155 円	143 円	151 円
安 値	149 円	158 円	109 円	121 円	126 円	130 円
終 値	162 円	187 円	127 円	141 円	137 円	135 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成31年3月29日
始 値	136 円
高 値	138 円
安 値	134 円
終 値	135 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成29年11月30日
調達資金の額	199,999,800円
発行価額	1株につき99円
募集時における発行済株式数	9,002,000株
当該募集による発行株式数	2,020,200株
募集後における発行済株式総数	11,022,000株
割当先	都市麗人(中国)控股有限公司 1,010,000株 星期六股份有限公司 1,010,000株
発行時における当初の資金使途	① 平成30年春夏商品仕入代金 ② 新規インナーウェア仕入代金 ③ 中国子会社運転資金
発行時における支出予定時期	① 平成29年12月～平成30年4月 ② 平成29年12月～平成30年1月 ③ 平成29年12月～平成30年1月
現時点における充当状況	上記使途に充当いたしました。

② 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成29年11月30日
調達資金の額	49,995,000円 (本資金調達額のうち30,000,000円は、DESによるものであるため、金銭としての払い込みはなされておりません。)
発行価額	1株につき110円
募集時における発行済株式数	11,022,200株
当該募集による発行株式数	454,500株
募集後における発行済株式総数	11,476,700株
割当先	大都(香港)實業有限公司 454,500株
発行時における当初の資金使途	① 平成30年春夏商品仕入代金 ② 新規インナーウェア仕入代金 ③ 中国子会社運転資金
発行時における支出予定時期	① 平成29年12月～平成30年4月 ② 平成29年12月～平成30年1月 ③ 平成29年12月～平成30年1月
現時点における充当状況	上記使途に充当いたしました。

③ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成30年7月10日
調達資金の額	449,854,000円

発行価額	1株につき202円
募集時における発行済株式数	11,476,700株
当該募集による発行株式数	2,227,000株
募集後における発行済株式総数	13,703,700株
割当先	SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 2,227,000株
発行時における当初の資金用途	不動産関連サービス事業における物件購入資金
発行時における支出予定時期	平成30年7月～平成30年9月
現時点における充当状況	平成30年9月10日付け「新株式の発行に係る資金用途の変更に関するお知らせ並びに販売用不動産の取得に関するお知らせ」及び平成30年12月5日付け「販売用不動産の取得に伴う資金借入に関するお知らせ並びに新株式の発行に係る資金用途の変更に関するお知らせ（開示事項の変更）」にて開示しましたとおり、一部は不動産購入資金に充当し、一部は貿易事業に充当しました。（詳細は2.募集の目的及び理由（1）資金調達の主目的及び背景 ②平成30年7月の第三者割当増資による資金調達の状況等をご参照ください。）

④第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成30年7月10日
新株予約権の総数	51,970個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	新株予約権1個につき198円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,060,084,060円（差引手取概算額：1,044,084,060円）
割当先	SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 32,170個 リーディング証券株式会社 19,800個
新株予約権の行使期間	平成30年7月11日から平成33年7月10日まで
募集時における発行済株式数	11,476,700株
当該募集による潜在株式数	5,197,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：133,300株 （残存新株予約権数50,637個、行使価額202円）
発行時における当初の資金用途	①アパレル事業（ユニフォーム事業）における子会社の運転資金 ②不動産関連サービス事業における物件購入資金 ③貿易事業（輸出）における運転資金 ④貿易事業（輸入）における運転資金
発行時における支出予定時期	①平成30年7月～平成31年1月 ②平成30年9月～平成33年7月 ③平成30年7月～平成33年7月 ④平成30年7月～平成33年7月
現時点における充当状況	新株予約権の行使により調達した資金額（差引手取概算額）27,190,534円はすべて③、④に充当いたしました。

(別紙)

新都ホールディングス株式会社

第4回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

新都ホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 11,693,250 円

3. 申込期日

2019年5月8日

4. 割当日及び払込期日

2019年5月8日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社へ割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,197,000 株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(3)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整以後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこと

ができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の個数

51,970 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 225 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 2.25 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 122 円とする。但し、第 10 項の規定に従って、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定

めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
  - ④ 本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 1 1. 本新株予約権を行使することができる期間  
2019年5月9日から2021年5月8日までとする。
  - 1 2. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
  - 1 3. 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
  - 1 4. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く)の保有する本新

株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとした。

#### 19. 行使請求受付場所

新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

## 20. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 押上支店

## 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

## 22. 振替機構の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 23. その他

- (1) 上記各項については、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権発行に係る議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上